

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	鈴木 真美	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	民生委員推薦会費（15-18-50-01）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法第5～8条、第26条、民生委員法施行令第1～7条	
終期設定	有	無	年度	法令等	東京都民生委員・児童委員選任要綱 地方自治法第202条の3	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	地方自治法第202条の3に基づく付属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。					
対象者等	<p>民生委員推薦会委員14名（うち、委員支払報酬対象者は12名）、任期3年 [現任期：平成19年10月1日～平成22年9月30日]</p> <p>1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区社会教育委員、私立北豊島幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会代表世話人 5. 区議会議員 福祉・区民生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部保護課長、子育て支援部計画課長</p>					
内容	<p>民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。 委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱年月日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、19年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日）</p> <p>開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 第1回：4月18日 退任（転居・病気療養）による欠員補充委員2名の推薦 第2回：7月13日 退任（病気療養）による欠員補充委員及び特例改定による増員委員計2名の推薦 第3回：1月12日 退任（病気療養）による欠員補充委員1名の推薦 平成19年度 第1回：4月17日 退任（病気療養等）による欠員補充委員3名の推薦 第2回：6月15日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（町屋地区、尾久地区） 第3回：6月18日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（南千住地区、荒川地区） 第4回：7月2日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（日暮里地区、主任児童委員） 第5回：1月15日 一斉改選時に未審議となっていた委員の推薦（5名）、退任委員の推薦（2名） <p>東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 民生委員 新任65歳未満、再任73歳未満 主任児童委員 55歳未満</p>					
経過						
必要性	法令に基づき必置である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	249	266	404	247	264	440	263	
決算額（20年度は見込み）	237	72	397	238	235	366	246	
人件費				1,724	2,562	2,647		
【事務分担当】（%）				20	30	31		
合計（+）	237	72	397	1,962	2,797	3,013	246	
国（特定財源）								
都（特定財源）	237	71	395	237	235	365	246	
その他（特定財源）								
一般財源	0	1	2	1,725	2,562	2,648	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	開催回数	3回	1回	5回	3回	3回	5回	3回
	委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
	民生委員・児童委員定数（年度末）	194	194	196	196	196	198	198
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	13	14	14

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	委員報酬	221	委員報酬	352	委員報酬	249
	食料費	当日賄い	6	当日賄い	11	当日賄い	7
	役務費	郵便料	3	郵便料	3	郵便料	3
	使用料及び賃借料	会場使用料	5	会場使用料	0	会場使用料	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	民生委員推薦会開催数	3	3	5	3	5	
	推薦会出席委員数	39 (33)	42 (32)	61 (51)	-	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
	委員実績数（年度末）	194	193	189	-	198	民生・児童委員数
		13	12	13	-	14	主任児童委員数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員推薦会を適時・適切に開催する。	民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	活動費（15-24-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法第20、26条 民生委員法施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p>民生委員・児童委員が、民生委員法第14条に規定された職務を遂行するために必要な費用弁償として、活動費を支給する。</p> <p>第1項 住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。</p> <p>第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p>				
対象者等	<p>民生委員 定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名）</p> <p>南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員42名 主任児童委員3名</p> <p>定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人</p>				
内容	<p>在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月 7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円]</p> <p>民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。</p>				
経過	<p>平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額 東京都負担金は平成8年度まで毎代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、平成14年度、平成17年度及び平成20年度は増額していない。</p> <p>平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月、特例改定により町屋地区1名定数増 平成19年度の一斉改選に伴い、尾久地区を東尾久地区・西尾久地区に分割（1地区増設・主任1名定数増）、日暮里地区1名定数増 平成20年7月1日に都制度の民生委員・児童委員協力員を導入（各地区定数3名）</p>				
必要性	民生委員・児童委員が職務を遂行するために交通費等を支給する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	28,105	28,174	28,209	28,445	28,445	28,722	29,789	
決算額（20年度は見込み）	27,982	27,959	27,935	28,366	28,162	28,131	29,789	
人件費				4,310	4,270	4,270		
【事務分担当量】（%）				50	50	50		
合計（+）	27,982	27,959	27,935	32,676	32,432	32,401	29,789	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,300	21,283	21,265	21,652	21,438	21,414	22,896	
その他（特定財源）								
一般財源	6,682	6,676	6,670	11,024	10,994	10,987	6,893	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	194	194	196	196	197	198	198
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	13	14	14
	相談・支援件数（延べ）	5,032	4,549	4,263	3,969	4,127	3,988	
	協力員定数	-	-	-	-	-	-	18

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費 都基準区上乗せ						
	会長	(14,000+3,200) × 延べ12人	206	(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207	(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207
	地区会長	(9,000+3,000) × 延べ48人	576	(9,000+3,000) × 延べ52人	624	(9,000+3,000) × 5人 × 12月	720
	一般委員	(8,600+2,700) × 延べ2,271人	25,662	(8,600+2,700) × 延べ2,268人	25,628	(8,600+2,700) × 延べ2,304人	26,035
	主任児童委員	(8,600+2,700) × 延べ152人	1,718	(8,600+2,700) × 延べ148人	1,672	(8,600+2,700) × 延べ168人	1,898
	協力員					4,300 × 18人 × 12月	929

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
民生委員・児童委員定数		209	210 (209)	212 (210)	212	-	()内は当該年度改選前等定数
相談・支援件数		3,969	4,127	3,988	-	-	

(問題点・課題分析)	相談業務も多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、その量も多いこと。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） ・活動費を上乗せしている区 12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区 4区 新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、より地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
協力員制度の導入及び実施	協力員を活用することで、委員の負担を軽減することが見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

(状況要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	指導事務費（15-24-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法20、26条 民生委員施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 各地区定数 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員25名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用（年間@2,500円） 協議会補助：協議会運営に要する費用（事業補助：1,500,000円＋管外視察研修補助：845,000円） 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと（現在の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日） 欠員補充：随時（都の締切、年4回） 辞任及び解職 随時 民生委員協議会（6地区）：月1回開催、地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催、3年に1度（一斉改選年）：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動（児童福祉、厚生、高齢者福祉、障害者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付（160人分 400万円）、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	区からの連絡・依頼事項を行う連絡会と地区民協の連絡・検討を行う協議会の2部形式で会議を行う経費、また、日頃の活動に必要な各種の研修に参加し、福祉制度の知識などの習得するための費用など必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,378	3,529	4,442	3,547	3,546	4,823	3,603	
決算額（20年度は見込み）	4,032	3,299	4,114	3,313	3,327	4,178	3,603	
人件費				4,310	4,270	4,270		
【事務分担量】（%）				50	50	50		
合計（+）	4,032	3,299	4,114	7,623	7,597	8,448	3,603	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,096	1,143	1,627	1,687	1,126	1,639	1,718	
その他（特定財源）								
一般財源	2,936	2,156	2,487	5,936	6,471	6,809	1,885	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	管外研修補助単価	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	39	39	39	39	39	41	46
	民生委員協議会出席委員数(延べ)	2,056	2,074	2,104	2,083	2,058	2,081	
	管外研修参加者数	158	161	160	156	165	158	169

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	委員事務費	527	委員事務費	569	委員事務費
職員旅費	管外研修職員随日当	7	管外研修職員随日旅費	7	管外研修職員随日旅費	14	
食糧費	民生委員協議会賄い	96	民生委員協議会賄い	48	民生委員協議会賄い	129	
一般需用費	事務用消耗品	17	事務用消耗品	150	事務用消耗品	40	
	委嘱・解職用消耗品	17	一斉改選用消耗品	426	委嘱・解職用等消耗品	83	
	名簿貼り込みシール印刷	59	民生委員・児童委員名簿印刷	444	名簿貼り込みシール印刷	102	
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	127	民生委員協議会開催通知郵送料	118	民生委員協議会開催通知郵送料等	146	
委託料	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	11	退任者感謝状筆耕	5	
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	48	合同民生委員協議会会場使用料	59	合同民生委員協議会会場使用料	59	
負担金補助及び交付金	管外研修職員随日旅費	72	委嘱状伝達式会場及び付帯設備使用料	71	管外研修職員随日旅費	137	
	民生委員協議会事業補助金	2,325	民生委員協議会事業補助金	2,275	民生委員協議会事業補助金	2,345	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	研修会参加者数	159	165	158	169	168	20年度は見込み
	民生委員協議会出席率	90.9%	90.4%	90.3%	90.0%	93.0%	出席委員数 ÷ 委員現数

（問題点・課題 指標分析）	<p>相談業務も多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、その量も多いこと。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することでより地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
・協力員制度の導入及び実施	協力員を活用することで、委員の負担を軽減することが見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート(平成20年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	貸付事務費(15-30-66-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備(02-11)			
目的	一般金融機関などから融資を受ける事が困難な区民に対し、区が独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6ヵ月の据え置き期間経過後に返還開始となる。</p> <p>〔貸付要件〕 ・区内に1年以上引き続き居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業が開始できること ・住民税及び国民健康保険料が完納していること(ただし、非課税でも可) ・確実な1名の連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること</p> <p>〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00% 〔返還方法〕 元利均等月賦償還(54回払い)5年以内(据置期間6ヵ月含む) 〔延滞金〕 延滞元金につき10.95% 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉推進課長・保護課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p>				
経過	<p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度 120万円 150万円 3年度から200万円</p> <p>貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 19年度 5回</p> <p>貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし</p> <p>年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定した。 平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年2回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	2,051	2,090	2,066	1,435	1,436	45	24	
決算額(20年度は見込み)	40	31	22	4	9	1	24	
人件費				862	1,708	854		
【事務分担量】(%)				10	20	10		
合計(+)	40	31	22	866	1,717	855	24	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,173	1,468	2,066	1,435	202	457	589	
一般財源	-2,133	-1,437	-2,044	-569	1,515	398	-565	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
貸付件数	0	0	0	0	0	0	0	
相談件数(各年度末現在)	33	19	13	7	5	5	0	
貸付残高件数(各年度末現在)	195	194	194	189	189	189	188	
貸付残高金額(各年度末現在)	83,730	82,835	82,265	81,935	81,738	81,284	-	

No2

予 節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)

事務事業分析シート(平成20年度)

算・決算の内訳	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	一般需用費	消耗品	0	消耗品	0		
		貸付金償還用納付書	0	貸付金償還用納付書	0		
	役務費	現況調査票送付用	9	現況調査票送付用	1	現況調査票送付用	14
	貸付金	生業資金貸付金	0				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標							

(問題点・課題)	<p>滞納整理を行っているが、19年度滞納額は、81,283,380円となっている。督促を行っているが低成長経済下の業績悪化等も加わり、貸付金全体の約14%が未返還の状況である。借受人が死亡または生活保護受給者になった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が必要である。</p> <p>類似事業として、「中小企業融資」(区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利息及び信用保証料の一部を区が助成)や「社会福祉協議会の生業資金貸付」(東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている)があり、貸付金額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。</p> <p>この制度がスタートした当初の区内事業者への貸付の目的・必要性はすでに達成したと思われる。都内15区がこの制度を廃止している。貸付の審査に関する専門的な知識を有する職員がいないため、貸付の可否や返還能力を見極めることが難しい。</p>
他区の実況	<p>(実施 8 区 未実施 15 区)</p> <p>中央、大田、世田谷、中野、杉並、足立、葛飾、荒川の8区が実施している。</p> <p>廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬の15区である。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成14年度以降貸付実績がなく、また相談件数も減少しているため、新規貸付は停止する。	特になし
	全庁的方针に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不能欠損処理によって、滞納整理の進捗が図られる。
	により、生業貸付条例や要綱等を改め、滞納管理分のみ残すか新たに制定する。	貸付を廃止する、と明確になる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	見直し	平成20年度から新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木 真一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	貸付金(15-36-33-01)、貸付事務費(15-36-66-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45 年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする資金の調達が困難な者に対し、区が資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>資格要件</p> <p>(1) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。</p> <p>(2) 世帯の生計中心者である方。</p> <p>(3) 住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）</p> <p>(4) 他から資金を借りることが困難な方。</p> <p>(5) 貸付を受けた資金の返済が確実である方。</p> <p>(6) 現にこの資金の貸付を受けていない方。</p> <p>(7) 確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めるときは省略することができる。）</p> <p>応急に必要とする費用の種類と貸付限度額</p> <p>60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)</p> <p>(1) 災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用</p> <p>(2) 傷病の治療に要する費用</p> <p>(3) 就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用</p> <p>(4) 区内転居のために要する費用</p> <p>30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)</p> <p>(1) 生活必需品(食料等)の購入費用</p> <p>(2) 親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用</p> <p>(3) 居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>				
経過	昭和45年4月	応急小口資金貸付事業開始			
	平成2年4月	保証人不要の3万円貸し付け実施			
	平成3年4月	応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額			
	平成6年4月	一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長			
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>連帯保証人が必要 要件 貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。 住民税を完納していること。 国民健康保険料を完納していること。（平成15年度要件に追加） 一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 現にこの貸付けを受けていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,759	5,827	4,241	2,950	2,457	2,071	2,047	
決算額(20年度は見込み)	4,436	3,016	2,541	1,908	1,296	552	2,047	
人件費				5,171	5,124	5,124		
【事務分担当】(%)				60	60	60		
合計(+)	4,436	3,016	2,541	7,079	6,420	5,676	2,047	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,525	2,437	2,529	1,737	1,522	1,375	1,682	
一般財源	1,911	579	12	5,342	4,898	4,301	365	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
貸付件数 一般	11	6	11	8	2	2	1	
貸付件数 特認	6	5	2	3	2	1	0	
貸付残高件数(各年度末現在)	654	655	655	651	652	646	646	
貸付残高金額(各年度末現在)	49,096	50,361	51,136	52,346	53,351	52,987	53,499	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
貸付金 職員旅費 一般需用費 役務費	一般貸付・特認貸付		1,285	一般貸付・特認貸付	537	一般貸付・特認貸付	2,000
				実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	〇 C R 納付書印刷		0	〇 C R 納付書印刷	0		
	現況調査郵送料		11	現況調査郵送料	15	現況調査等郵送料	37

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
貸付件数 相談件数 収入率	貸付件数	11	4	3	1	10	20年度は5月末現在
	相談件数	210	216	211	30	200	20年度は5月末現在
	収入率	40.1	37.2	66.0	0	90	現年分調定に対する現年度分の収入率(20年5月末現在)

問題点・課題 (指標分析)	返還到来額（減免後） 255,854,400	返還額 202,354,418	収入率（%） 79.08	未返還額 53,449,982	（H20.5月末現在）	
	<p>・毎年督促を行っているが、約2割の貸付金が未返還の状態にある。また、H15年度より、滞納者への現況調査を実施している。</p> <p>・借受人が死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が妥当であると考えられる。返還金の減免を行うには、借受人による申請書の提出が必要であるが、申請が行われないケースが多い。また、積極的に減免申請の勧奨を行うことについては、返還中の者、新規貸付者との公正な扱いを考慮する必要があるため、実施が困難な状況にある。</p>					
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>実施機関が社会福祉協議会の区は次の8区。 千代田、港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾</p>					

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
全庁的方针に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不納欠損処理によって、滞納整理の進捗が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	行旅死亡人等取扱費（15-48-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	22年度		
終期設定	有	無	年度	根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及行旅死亡人の取扱に関する規則等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。 <行旅死亡人> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。				
対象者等	行旅病人及び行旅死亡人 1. 行旅病人 行旅中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ） 2. 行旅死亡人 行旅中死亡し引取者なき者				
内容	1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし 2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の行旅死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし 墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。				
経過	行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付、4福福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <行旅病人> 行旅病人の発生通報 救護の要否 都に事前協議の 救護 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定する 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 <行旅死亡人> 行旅死亡人の発生通報 救護の要否 引取時に都へ 埋火葬 遺骨等 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 連絡 保管 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 （補助金状況等） 都の負担金 ・行旅法適用ケース 生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（実費弁償） ・墓理法適用ケース 相続人、扶養義務者がいない場合には負担金交付（対象費用限定）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		3,394	3,474	2,171	2,171	2,171	2,171	1,992
決算額（20年度は見込み）		1,476	919	877	1,738	489	886	1,992
人件費					862	1,708	1,708	
【事務分担当】（%）					10	20	20	
合計（+）		1,476	919	877	2,600	2,197	2,594	1,992
国（特定財源）								
都（特定財源）		1,303	358	1,042	1,213	743	742	1,947
その他（特定財源）								
一般財源		173	561	-165	1,387	1,454	1,852	45
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	取扱件数							
	官報掲載	5	1	1	3	2	0	6
	行旅死亡人	9	6	4	12	8	14	8
	行旅病人	1	0	1	1	0	0	1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
役務費	官報掲載料	20	官報掲載料	0	官報掲載料	72	
委託料	埋火葬委託料	469	埋火葬委託料	886	埋火葬委託料	1,144	
	清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	45	
扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		
	医療費	0	医療費	0	医療費	680	
	日用品費	0	日用品費	0	日用品費	47	
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	行旅病人	1	0	0	1	1	20年度は5月末現在
	行旅死亡人	12	8	14	8	4	20年度は5月末現在

問題点・課題 (指標分析)	外国人の不法滞在者が死亡し、行旅死亡人扱いとなるケースが増加している。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(20年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(15-66-10-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(15-66-20-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則	
終期設定	有 無	24年度	法令等	東京都シルバーピア事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が321万6千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成20年4月現在高齢者用 ・0~1,476,000円(前年所得) 単身13,800円、二人用18,700円 ・1,476,001~1,836,000円 単身16,800円、二人用22,700円 ・1,836,001~2,136,000円 単身19,900円、二人用26,900円 ・2,136,001~2,400,000円 単身22,900円、二人用31,000円 ・2,400,001~2,856,000円 単身26,400円、二人用35,800円 ・2,856,001~3,216,000円 単身30,400円、二人用41,100円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久7-19-11 建築主 松原友治 荒川区西尾久7-19-11 建設費 545,365,430円 緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 借上料 月額3,314,083円 利子補給 2,303,000円(19年度分) 火災保険料補助金 240,000円 入居開始 平成4年4月28日 敷地面積 507.04㎡ 延床面積 1,572.47㎡(借上面積1,020.66㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建(借上部分1~6階) 借上期間 平成4年4月21日~24年4月20日 借上戸数 34戸(単身世帯1DK・29戸、 ふれあい協力員室 1戸 二人用世帯2DK・5戸) 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成3年2月8日 竣工:平成4年4月21日 入居開始:平成4年4月28日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身12世帯、二人用5世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・ふれあい協力員がやむを得ず業務を遂行できない場合、登録協力員が代行。(月額報酬 66,000円) ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のための補助。(補助期間:平成20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成20年度対象11戸(世帯・単身共通) 392千円 ・平成20年度、使用年限経過のため居室用消火器を一斉交換。 170千円 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成19年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	56,012	53,761	52,283	52,515	51,161	50,780	50,974	
決算額(20年度は見込み)	52,650	52,566	51,711	50,263	49,961	49,745	50,974	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担量】(%)				30	20	24		
合計(+)	52,650	52,566	51,711	52,849	51,669	51,795	50,974	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,460	7,653	7,459	7,453	7,283	7,110	7,391	
一般財源	44,590	44,313	43,652	44,796	43,786	44,085	42,983	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	退去世帯数(単身)	1	2	2	0	2	2	
	退去世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	1	
	入居世帯数(単身)	2	2	1	0	2	3	
	入居世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	
報償費	登録協力員謝礼等	1,541	登録協力員謝礼等	1,548	登録協力員謝礼等	1,548	
光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,240	共用（集会室等）光熱水費	1,298	共用（集会室等）光熱水費	1,376	
一般需用費	事務用消耗品	73	事務用消耗品	27	事務用消耗品	254	
役務費	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	41	
委託料	供給公社業務委託	3,255	供給公社業務委託等	3,323	供給公社業務委託等	4,156	
使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	39,769	借上料	39,769	
負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,846	火災保険補助・利子補給	2,543	火災保険補助・利子補給等	2,238	
					I H化推進補助金	392	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	借上げ戸数	34	34	34	34	34	
	待機世帯数	17	17	17	17	17	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	0	2	3	-	-	西尾久七丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A(生活援助員)化。 ・借上げ住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。(外壁修繕、エアコン取替等) ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。(条例上、自立喪失状態は退去事由) ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実施状況 (実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(20年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(15-66-30-01) 西尾久三丁目住宅【借上料】(15-66-40-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱
終期設定	有	無	25年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助金を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者 等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者</p> <p>区内に5年以上居住していること。</p> <p>独立して日常生活を営めること。</p> <p>前年の所得が321万6千円以下（政令基準）の世帯であること。</p> <p>65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成20年4月現在高齢者用</p> <p>・0～1,476,000円(前年所得) 単身13,900円、二人用20,300円 ・1,476,001～1,836,000円 単身16,800円、二人用24,600円</p> <p>・1,836,001～2,136,000円 単身19,900円、二人用29,100円 ・2,136,001～2,400,000円 単身23,000円、二人用33,600円</p> <p>・2,400,001～2,856,000円 単身26,600円、二人用38,800円 ・2,856,001～3,216,000円 単身30,500円、二人用44,600円</p> <p>2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <p>所在地 荒川区西尾久3-21-12 建築主 水島正一 荒川区西尾久3-21-12</p> <p>建設費 602,194,185円 建設費補助金 112,626,000円</p> <p>借上料 月額4,553,662円 利子補給 4,188,000円(19年度)</p> <p>火災保険料補助金 171,000円 入居開始 平成5年7月29日</p> <p>敷地面積 668.64㎡(延床面積 2,604.49㎡、借上面積 1,255.49㎡)</p> <p>構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建(借上部分3～8階)</p> <p>借上期間 平成5年7月23日～平成25年7月22日</p> <p>借上戸数 39戸(単身世帯1DK・34戸、二人世帯2DK・5戸) ふれあい協力員室 1戸</p> <p>住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成3年12月28日 竣工:平成5年7月8日 入居開始:平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・住宅借上げにより運営。</p> <p>・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録」の募集を行い、10月下旬頃に登録者(単身12世帯、二人5世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件)</p> <p>・清掃、建物保守、機械警備等は、外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社)</p> <p>・平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。</p> <p>・IH化推進補助金</p> <p>電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間)</p> <p>[(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数</p> <p>平成20年度対象 単身11戸・世帯1戸 97千円</p> <p>・平成20年度、使用年経経過のため居室用消火器を一斉交換。 195千円</p> <p>【補助金状況等】</p> <p>地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費)</p> <p>・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2)</p> <p>平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革により補助金なし。</p> <p>・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成19年度 5,540千円</p> <p>高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業)</p> <p>・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成19年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	69,436	68,937	68,600	68,197	68,026	67,770	68,009	
決算額(20年度は見込み)	68,448	68,495	66,946	66,526	67,153	65,619	68,009	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担量】(%)				30	20	24		
合計(+)	68,448	68,495	66,946	69,112	68,861	67,669	68,009	
国(特定財源)	11,413	10,348	11,587	11,208	0	0	0	
都(特定財源)	6,306	5,774	6,393	6,204	5,930	6,140	6,167	
その他(特定財源)	8,528	8,685	8,666	8,677	8,269	8,550	8,523	
一般財源	42,201	43,688	40,300	43,023	54,662	52,979	53,319	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	退去世帯数(単身)	3	2	2	1	1	0	
	退去世帯数(二人用)	0	2	1	0	0	0	
	入居世帯数(単身)	4	2	2	0	3	0	
	入居世帯数(二人用)	0	2	0	1	2	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	光熱水費	共用(集会室等)光熱水費	896	共用(集会室等)光熱水費	902	共用(集会室等)光熱水費	998
	一般需用費	住宅管理消耗品	24	住宅管理消耗品	17	住宅管理消耗品	270
	役務費	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	36	ふれあい協力員室電話料	43
	委託料	住宅公社保守管理業務委託	5,584	住宅公社保守管理業務委託	4,275	住宅公社保守管理業務委託	6,374
		協力員業務委託	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,449
	使用料及び賃借料	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	4,581	火災保険補助・利子補給	4,359	火災保険補助・利子補給	4,134
					I H化推進補助金	97	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	借上げ戸数	39	39	39	39	39	
	待機世帯数	17	17	17	17	17	空室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	1	5	0	-	-	西尾久三丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A (生活援助員)化。 ・借上住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。(外壁修繕、エアコン取替等) ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。(条例上、自立喪失状態は退去事由) ・指定管理者による管理料の適正化に向けて引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実施状況 (実施 22 区 、 未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(20年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(15-66-50-01) 南千住二丁目住宅(借上費)(15-66-60-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令	
終期設定	有 無	25年度	法令等	荒川区営住宅条例及施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市「 <input type="text"/> 」			
	政策	良好で快適な生活環境の形成「08」			
	施策	快適な住環境の形成「08-02」			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助等を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が321万6千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】 1 月額使用料 平成20年4月現在高齢者用 0~1,476,000円(前年所得) 単身:15,400円、二人用:22,100円 1,476,001~1,836,000円 単身:18,700円、二人用:26,800円 1,836,001~2,136,000円 単身:22,200円、二人用:31,700円 2,136,001~2,400,000円 単身:25,600円、二人用:36,600円 2,400,001~2,856,000円 単身:29,600円、二人用:42,300円 2,856,001~3,216,000円 単身:34,000円、二人用:48,600円 2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <p>所在地 荒川区南千住2-32-3 建築主 染谷清 台東区竜泉3-39-10-901</p> <p>建設費 391,570,000円 建設費補助金</p> <p>借上料 月額2,606,523円 利子補給 2,320,000円(19年度)</p> <p>火災保険補助金 155,000円</p> <p>入居開始 平成5年5月21日 敷地面積 224.59㎡(延床面積 946.38㎡、借上面積692.12㎡)</p> <p>構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 借上期間 平成5年5月15日~平成25年5月14日</p> <p>借上戸数 18戸(単身世帯1DK 12戸、2人世帯2DK 6戸) ワーデン室 1戸</p> <p>住戸面積 単身世帯27.94㎡、2人世帯39.93㎡ 安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 水漏れ2時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容・居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅借上げにより運営。 毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身12世帯、二人5世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) 清掃、建物保守、機会整備等は外部へ業務委託。(18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) 平成13年4月から、ふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 IH化推進補助金 電気キッチンヒーターからIHキッチンヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHキッチンヒーター単価)-(電気キッチンヒーター単価)]×1/2×台数 平成20年度対象 単身4戸・世帯2戸 94千円 平成20年度、使用年限経過のため居室用消火器を一斉交換。 90千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) 国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革によりなし。 都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成19年度 3,377千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) 都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成19年度 600千円 				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	41,138	40,728	40,598	40,253	39,799	39,492	39,600	
決算額(20年度は見込み)	40,139	39,818	39,217	38,285	38,935	39,257	39,600	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担量】(%)				30	20	24		
合計(+)	40,139	39,818	39,217	40,871	40,643	41,307	39,600	
国(特定財源)	7,050	6,609	6,609	6,795	0	0	0	
都(特定財源)	4,125	3,904	3,904	3,997	4,023	3,977	3,977	
その他(特定財源)	4,403	4,422	4,422	4,402	4,337	4,252	4,402	
一般財源	24,561	24,883	24,282	25,677	32,283	33,078	31,221	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
退去世帯数(単身)	0	1	0	0	1	0	-	
退去世帯数(二人用)	1	0	1	0	0	0	-	
入居世帯数(単身)	0	1	0	0	1	1	-	
入居世帯数(二人用)	1	0	1	0	0	0	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予 算 ・ 決 算 の 内 訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	513	共用（集会室等）光熱水費	522	共用（集会室等）光熱水費
一般需用費	住宅管理消耗品	11	住宅管理消耗品	8	住宅管理消耗品	182	
役務費	協力員室電話料金	39	協力員室電話料金	40	協力員室電話料金	43	
委託料	ふれあい協力員業務委託	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,449	
	供給公社保守管理業務委託	3,107	供給公社保守管理業務委託	3,547	供給公社保守管理業務委託	3,632	
使用料及び賃借料	借上料	31,279	借上料	31,279	借上料	31,279	
負担金及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,600	火災保険補助・利子補給	2,475	火災保険補助・利子補給	2,351	
					I H化推進補助金	94	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	借上げ戸数	18	18	18	18	18	
	待機世帯数	17	17	17	17	17	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	0	1	1	-	-	南千住二丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A (生活援助員)化。 ・借上住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。(外壁修繕、エアコン取替等) ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。(条例上、自立喪失状態は退去事由) ・指定管理者による管理料の適せ課に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
他区の実況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の実況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要があり、現状の規模で実施する。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	町屋七丁目住宅(15-66-70-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則		
終期設定	有 無 年度	法令等	東京都シルバーピア事業運営要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が321万6千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】 1 月額使用料 平成20年4月現在高齢者用 ・0~1,476,000円(前年所得) 単身15,400円、二人用20,800円 ・1,476,001~1,836,000円 単身18,700円、二人用25,200円 ・1,836,001~2,136,000円 単身22,100円、二人用29,800円 ・2,136,001~2,400,000円 単身25,500円、二人用34,400円 ・2,400,001~2,856,000円 単身29,500円、二人用39,700円 ・2,856,001~3,216,000円 単身33,900円、二人用45,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋7-2-15 入居開始 平成5年4月1日 建設費 663,565,000円 敷地面積 580.38㎡ 延床面積 1,219,71㎡ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 地下1階建(住宅部分3~8階) ワーデン室 1戸 住戸戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、2人世帯2DK 3戸) 住戸面積単身世帯28.25㎡、2人世帯37.99㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成3年3月16日 竣工:平成5年2月15日 入居開始:平成5年4月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅建設により運営。 毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬に登録者(単身12世帯、二人5世帯)を決定。 空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) 清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) 使用年限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成18年度から2年間で実施) 平成20年度、使用年限経過のため居室用消火器を一斉交換。 104千円 <p>【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成19年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	8,523	9,035	8,463	8,394	9,100	9,720	8,663	
決算額(20年度は見込み)	8,237	8,452	7,236	7,921	7,904	7,583	8,663	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担当】(%)				30	20	24		
合計(+)	8,237	8,452	7,236	10,507	9,612	9,633	8,663	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	5,191	5,218	5,218	5,202	4,754	4,879	5,194	
一般財源	2,446	2,634	1,418	4,705	4,258	4,154	2,869	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	退去世帯数(単身)	2	1	3	0	2	3	
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	
	入居世帯数(単身)	1	2	2	0	3	3	
	入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	一般需用費	住宅管理消耗品	16	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	206
	役務費	協力員室電話料金	34	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	38
	委託料	C A T V 保守	64	C A T V 保守	64	C A T V 保守	64
		住宅公社保守管理業務	3,256	住宅公社保守管理業務	2,946	住宅公社保守管理業務	4,421
		設備等保守 （SC執行委任分）	2,632	設備等保守 （SC執行委任分）	2,507	設備等保守 （SC執行委任分）	2,734
	備品購入費	I H クッキングヒーター	702	I H クッキングヒーター	833		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	住宅戸数	23	23	23	23	23	
	待機世帯数	17	17	17	17	17	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	0	1	1	-	-	町屋七丁目住宅入居世帯数

問題点・課題 （分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員 L S A（生活援助員）化。 ・住宅改修費用等の計上（外壁修繕、エアコン取替等） ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(20年度)	都営南千住四丁目(15-66-80-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	単身高齢者及び高齢者のみの世帯が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員（ワーデン）を設置する。				
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用：0～3,216,000円(前年所得) 19,700～43,200円 ・二人世帯用：0～3,596,000円(前年所得) 29,000～48,000円				
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) 建築主 東京都 入居開始 平成12年5月 敷地面積 8,109㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上3階・375戸 シルバーピア 3～13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸				
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始 平成12年5月 入居開始				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。 ・事務室及びだんらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者：東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員業務については、平成18年度まで社会福祉法人「聖風会」に委託。 平成19年度から区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円) 住宅使用料は区負担(96,000円×12ヶ月) 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金 ワーデン(ふれあい協力員)報酬1名分 @100,000円/月×12月×1人×1/2(補助率)=600,000円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,488	5,483	4,963	4,948	4,916	4,978	3,332	
決算額(20年度は見込み)	5,156	5,160	4,618	4,270	3,319	3,044	3,332	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担当】(%)				30	20	24		
合計(+)	5,156	5,160	4,618	6,856	5,027	5,094	3,332	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,556	4,560	4,018	6,256	4,427	4,494	2,732	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
応募・入居状況 (地元割当分)	地元割当分 なし	単身用	単身用	単身用	単身用	地元割当分 なし	地元割当分 なし	
		応募者数 71	応募者数 72	応募者数 119				
		倍率 71	倍率 72	倍率 60				
	入居世帯数 1	入居世帯数 1	入居世帯数 2					

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	—	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	
	光熱水費	管理事務室光熱水費 77	管理事務室光熱水費	78	管理事務室光熱水費	86	
	一般需用費	住宅管理消耗品 0	住宅管理消耗品	5	住宅管理消耗品	83	
	役務費	ふれあい協力員室電話料 39	ふれあい協力員室電話料	41	ふれあい協力員室電話料	45	
	委託料	ふれあい協力員業務委託 2,635	供給公社保守管理業務委託等 568	供給公社保守管理業務委託等 568	568	供給公社保守管理業務委託 766	766
		供給公社保守管理業務 568	—	—	—	—	—
負担金補助及び交付金	—	—	ふれあい協力員住宅使用料 1,152	1,152	ふれあい協力員住宅使用料 1,152	1,152	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	管理戸数	54	54	54	54	54	

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・指定管理者による管理料の適正化に向けて引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要があり、現状の規模で実施する。

議会質問状況（要旨）	Q：バイク駐車場の設置（別途、住民による要望書が住宅局へ出される） A：市街地整備指導要綱においてバイク対策がとられているにもかかわらず南千住四丁目住宅等におけるバイク対策がなされていないため、都に要望したところ、施設内に自治会の自主責任管理によるバイクスペースが確保された。
------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅 (高齢者及び障がい者住宅)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅 (15-66-90-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 10 年度	根拠 法令等	公営住宅法及び施行令 荒川区営住宅条例及施行規則 東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅法に基づき建設した区営住宅を管理運営する。				
対象者等	<p>【入居条件】</p> <p>1 高齢者住宅 単身用 65歳以上の一人暮らしであること 世帯用 申込者が65歳以上で、60歳以上の親族と同居している世帯であること 区内に引き続き5年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、321万6千円以下(政令基準)であること</p> <p>2 障害者住宅 単身用 身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること 世帯用 本人又は同居親族の内一人以上が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者であること 区内に引き続き1年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、321万6千円以下(政令基準)であること</p> <p>3 共通条件 自己所有又は親族所有(1親等内)名義の住宅、都営住宅、都市公団、又は都供給公社の賃貸などの公営住宅に居住していないこと 現に住宅に困窮していること</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成20年4月現在 前年所得(円) (A):高齢者住宅 (B):障害者住宅 ・0~1,476,000 A:単身19,800、二人用24,900 B:単身26,900、二人用33,300 ・1,476,001~1,836,000 A:単身24,000、二人用30,200 B:単身32,700、二人用40,300 ・1,836,001~2,136,000 A:単身28,400、二人用35,700 B:単身38,600、二人用47,700 ・2,136,001~2,400,000 A:単身32,800、二人用41,200 B:単身44,600、二人用55,100 ・2,400,001~2,856,000 A:単身37,800、二人用47,500 B:単身51,500、二人用63,600 ・2,856,001~3,216,000 A:単身43,400、二人用54,600 B:単身59,200 二人用73,000</p> <p>2 共益費 2,600円 3 駐車場(障害者専用) 本人22,500円(50/100、80/100の減額制度有り)</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋5-9-2 建物 鉄筋コンクリート、地上22階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) 住宅戸数 高齢者住宅:23戸(単身10K・19戸、世帯20K・4戸)、障害者住宅:6戸(単身10K・2戸、世帯20K・4戸) 駐車場(障害者専用)6台 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成6年3月26日 竣工:平成10年3月31日 入居開始:平成10年5月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身12世帯、二人5世帯)を決定。 空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(報酬月額100,000円) ・平成20年度、使用期限経過のため居室用消火器を一斉交換。131千円 ・使用期限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成20年度から順次交換) 平成20年度 対象4戸 334千円</p> <p>【補助金状況】 公営住宅家賃収入補助 ・国庫補助金=補助基本額×補助対象率(1-収入超過者入居戸数/戸数):平成18年度をもって廃止。 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成19年度 300千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	10,745	10,605	11,911	11,299	12,388	12,246	12,941	
決算額(20年度は見込み)	8,718	9,667	10,899	11,095	10,915	9,855	12,941	
人件費				2,586	1,708	2,050		
【事務分担量】(%)				30	20	24		
合計(+)	8,718	9,667	10,899	13,681	12,623	11,905	12,941	
国(特定財源)	11,775	164	164	164	0	0	0	
都(特定財源)	1,919	3,504	600	600	600	300	600	
その他(特定財源)	9,776	9,586	9,335	9,356	9,133	9,490	9,714	
一般財源	-14,752	-3,587	800	3,561	2,890	2,115	2,627	
実績の推移	事項名							
退去世帯数(単身)	0	0	0	2	1	1		
退去世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	0		
入居世帯数(単身)	0	0	0	2	2	1		
入居世帯数(二人用)	0	1	0	1	0	0		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	600	ふれあい協力員報酬	1,200
光熱水費	共用（団楽室）光熱水費	1,355	共用（団楽室）光熱水費	1,377	共用（団楽室）光熱水費	1,505
一般需用費	登録者募集しおり作成等	66	登録者募集しおり作成等	64	登録者募集しおり作成等	202
役務費	ふれあい協力員電話料	53	ふれあい協力員電話料	50	ふれあい協力員電話料	62
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）	45	電気工作物保安管理（執行委任）	43	電気工作物保安管理（執行委任）	56
	供給公社保守管理業務委託	3,858	供給公社保守管理業務委託	4,083	供給公社保守管理業務委託	4,883
備品購入費					I Hクッキングヒーター	334
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,668	防災センター委託（執行分）	2,735	防災センター委託（執行分）	2,893
	ふれあい協力員住宅使用料	1,670	ふれあい協力員住宅使用料	903	ふれあい協力員住宅使用料	1,806

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	住宅戸数	29	29	29	29	29	
	待機世帯数	17	17	17	17	17	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	3	2	1	-	-	町屋五丁目住宅入居世帯数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。 ・平成19年10月からふれあい協力員が不在となっている。報酬等の見直しが必要。区報にて募集（2月21日号）
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要があるため、現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	39年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)				
内容	下記の7事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。 1 社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分) 19年度予算額は常勤7名分 2 ボランティア活動推進事業費 ... 機関誌「あらんてあ」発行経費、電話相談・友愛訪問、福祉まつり等の事業実施経費の一部を補助している 3 ボランティア活動推進事業人件費(常勤1名・非常勤1名分) 4 重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ... バスハイクや観劇等を年2~3回実施し、その経費を一部補助している。 5 長寿慶祝の会事業 < 別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照 > 6 福祉サービス総合支援事業 < 別途事務事業分析シート 福祉サービス利用者支援事業参照 > 7 在宅福祉サービス事業 < 別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照 >				
経過	11年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月) 12年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続) ・福祉サークル活動援助事業を廃止 ・福祉機器展示コーナーの設置について補助(80万円)(12年度のみ) 13年度 ボランティア国際記念事業実施(13年度のみ) 区派遣職員2名、社協職員5名の体制を、区職員1名、社協職員7名の体制に見直し 15年度 区派遣職員1名、社協職員7名の体制を、社協職員8名のみの体制に見直し 16年度 ボランティア活動用資器材の整備補助(100万円)(16年度のみ) 17年度 高齢者マッサージ事業の見直し				
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	77,501	66,796	69,964	66,776	71,482	68,082	72,319	
決算額(20年度は見込み)	63,920	66,901	67,954	66,124	69,732	67,740	72,319	
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担量】(%)				20	20	20		
合計(+)	63,920	66,901	67,954	67,848	71,440	69,448	72,319	
国(特定財源)								
都(特定財源)				714	725	720	769	
その他(特定財源)								
一般財源	63,920	66,901	67,954	67,134	70,715	68,728	71,550	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	個人会員数	5,119	5,099	4,781	4,699	4,456	4,356	4,400
	団体会員数	154	152	148	147	147	147	143
	ボランティア登録者数	1,026	1,222	1,124	1,076	1,262	1,274	1,200
	14年度から19年度までの各会員数は各年度末時点、20年度は見込み							

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	社協職員人件費		62,233	社協職員人件費	59,824	社協職員人件費	63,936
	常勤8名			常勤8名		常勤8名	
	ボランティア活動推進事業費		6,346	ボランティア活動推進事業費	6,927	ボランティア活動推進事業費	7,176
	常勤0.5名、非常勤0.5名			常勤0.5名、非常勤0.5名		常勤0.5名、非常勤0.5名	
	心身障害者福祉事業		1,153	心身障害者福祉事業	989	心身障害者福祉事業	1,207

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	4,699	4,456	4,356	4,400	5,000	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	147	147	147	143	150	会費が年額10,000円の団体会員数
	ボランティア登録者数	1,076	1,262	1,274	1,200	1,400	社協にボランティア登録をしている人数

(問題点・課題)	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を検討する必要がある。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。(ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。)				
対象者等	在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・利用会員 ...区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・協力会員 ...区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人				
内容	1 福祉啓発事業 ...事業に対する理解・協力を得るため、地域ケア会議等で説明を行う 2 相談及び情報提供事業 ... 相談窓口の設置、情報提供コーナーの設置、介護用品の紹介、会員向け情報誌「にこにこ」の発行(年4回) 3 研修及び人材育成事業 ... 介護保険制度に関する説明会等、会員講演会の実施(年4回)、施設見学会・交流バスハイクなど会員の交流 4 在宅福祉サービス事業 ... 家事援助サービス(750~850円)、介護サービス(850~950円)、食事サービス(600円) ()内は1時間または1食あたりの料金 5 調査研究事業 ...会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る				
経過	平成 4年 10月 普及啓発事業開始 平成 5年 4月 在宅福祉サービス事業開始 平成 6年 2月 食事サービス開始 平成10年 9月 子育てサポート事業開始(平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更) 平成12年 3月 福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。 平成13年 4月 常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。 平成14年 4月 常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。 平成20年 4月 利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止				
必要性	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 ...給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 管理運営費 ...消耗品費、機械保守・清掃委託料、パソコン等リース料、銀行・郵便局振替手数料等 3 在宅福祉サービス事業運営費 ...上記の内容欄に記載した事業を実施するための経費				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	46,482	39,349	39,408	36,636	37,693	37,324	38,511	
決算額(20年度は見込み)	36,431	36,088	35,513	35,715	34,630	35,723	38,511	
人件費				1,724	1,708	1,281		
【事務分担当】(%)				20	20	15		
合計(+)	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	38,511	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	38,511	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
利用会員数	194	190	186	160	190	192	200	
協力会員数	417	375	335	204	168	162	160	
家事援助サービス利用件数	1,977	1,824	1,808	2,174	2,614	2,928	3,400	
介護サービス利用件数	2,066	2,178	1,674	1,678	1,758	1,804	1,730	
食事サービス利用件数	17,447	14,783	13,409	11,623	13,496	15,733	18,000	
職員によるコーディネート件数	1,174	1,146	1,138	1,259	1,359	1,331	1,370	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	常勤職員人件費		15,141	常勤職員人件費	15,656	常勤職員人件費	16,035
	非常勤職員人件費		14,386	非常勤職員人件費	14,889	非常勤職員人件費	16,567
	管理運営費		4,821	管理運営費	4,710	管理運営費	5,050
	事業費		282	事業費	468	事業費	859
	常勤2名、非常勤7名			常勤2名、非常勤7名		常勤2名、非常勤7名	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	16,734	19,227	21,796	24,500	-	家事・介護・食事サービス及びコーディネート数の合計(20年度は見込み)
	の1件あたり単価 (単位：円)	2,134	1,801	1,638	1,571	-	補助金額/件数 (20年度は見込み)

（問題点・課題）	年々協力会員数が減っているため、利用会員数と比べた比率が足りずコーディネートが出来にくくなっている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加をはかる。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を検討する必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (福祉サービス利用者支援事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。				
対象者等	1 福祉サービス総合相談事業 ...福祉サービスを利用している人または必要としている人 2 福祉サービス利用援助事業 (1) 地域福祉権利擁護事業 ...判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者 (東社協委託事業) (2) 福祉サービス利用援助 ...地域福祉権利擁護事業の対象外となっている、支援が必要な高齢者や身体障がい者 3 苦情対応機関等の設置 ...福祉サービスや権利擁護に関する専門的な相談を必要としている人				
内容	1 福祉サービス総合相談事業 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施 2 福祉サービス利用援助事業 地域福祉権利擁護事業もしくは福祉サービス利用援助により、福祉サービス利用援助、 日常的金銭管理サービス、 書類等の預かりサービスを提供する 3 苦情対応機関等の設置 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施				
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。福祉サービス総合相談事業、福祉サービス利用援助、苦情対応機関設置について、補助金を交付して実施。 平成18年4月 非常勤2名の体制を3名に見直した。				
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの適正な利用を確保する観点から、福祉サービスの利用者を守る・支援する制度が必要となった。福祉サービスの利用者増加に伴いトラブルも増え、成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられるため、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【補助対象経費】 1 非常勤職員人件費 ...補助要綱に定める給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 事務費 ...会議費、通信運搬費、消耗品費、損害保険料、貸金庫使用料、弁護士報酬費等				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		7,247	6,331	5,963	8,646	8,646	8,783	
決算額(20年度は見込み)		5,980	5,912	5,963	8,375	8,073	8,783	
人件費				2,586	1,708	1,281		
【事務分担量】(%)				30	20	15		
合計(+)	0	5,980	5,912	8,549	10,083	9,354	8,783	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		1,576	1,610	1,610	1,611	1,612	1,612	
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	4,404	4,302	6,939	8,472	7,742	7,171	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	問い合わせ・相談件数		350	1,368	1,395	1,201	941	1,000
	福祉サービス利用援助契約数			23	20	36	19	45
	弁護士相談件数			24	27	29	29	32

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	非常勤職員人件費	7,244	非常勤職員人件費	7,280	非常勤職員人件費	7,652
		事務費	1,131	事務費	793	事務費	1,131
		非常勤3名		非常勤3名		非常勤3名	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	権利擁護・成年後見相談件数（軽度、対応時間30分）	159	108	85	120	-	初回のみで完結した相談件数
	権利擁護・成年後見相談件数（中重度、対応時間60分）	965	917	683	750	-	本人宅を訪問または複数回にまたがり対応した相談件数
	職員（非常勤）1名が1ヶ月に相談に応じる時間数	43.5時間	27.0時間	20.2時間	22.5時間	-	$\{(\times 30) + (\times 60)\} \div 60 \div \text{職員数} \div \text{月数}(12\text{ヶ月})$

（問題点・課題）	<p>身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。</p> <p>福祉サービス利用援助事業で提供できないサービス（認知症高齢者の不動産処分や契約行為等）については、成年後見制度を活用し後見人が行う必要があるが、今後は荒川社協が法人として後見人業務を担い、支援を必要としている高齢者や障がい者に対して一貫して総合的な支援ができるよう、法人後見に積極的に取り組む必要がある。（平成20年1月末までに1件実施している。）</p>
	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>1 利用者サポート 11区</p> <p>2 福祉サービス利用援助 13区</p> <p>3 苦情対応 20区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>第三者委員会等を活用し、構成員の充実について検討する。</p>	<p>苦情対応や権利侵害における困難ケースへの対応を的確に行い、早急に対応ができる体制を整える。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者等の権利擁護や法人後見などに積極的に取り組む必要がある。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	遺族会補助(15-72-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	荒川区補助金等交付規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員251名（H20.6.1現在） [会員資格]荒川区に居住する、戦没者及びこれに準ずるものの遺族				
内容	<p>【補助対象事業】</p> <p>（1）戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 （2）戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 （3）全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 （4）戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 （5）遺族会の運営に必要な事務に関すること。</p> <p>【平成19年度事業】</p> <p>（1）戦没者追悼式 平成19年11月1日 サンパール小ホール 参加者89人 （2）都内巡拝 平成19年11月27日 靖国神社等 参加者12人</p>				
経過	平成7年度まで区で追悼式を実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額				
必要性	戦没者の遺族への支援を行う必要はあるが、会員数が減少している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区遺族会より補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	257	247	247	247	247	247	247	
決算額（20年度は見込み）	257	247	247	247	247	247	247	
人件費				1,724	1,708	854		
【事務分担量】（%）				20	20	10		
合計（+）	257	247	247	1,971	1,955	1,101	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	257	247	247	1,971	1,955	1,101	247	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
会員数(1月1日現在)	307人	303人	286人	281人	272人	259人	-	
追悼式参加者数	131人	122人	141人	137人	103人	89人	100人	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	会員数 (各年1月1日現在)	281	272	259	-	255	会員の高齢化により減少

(問題点・課題)	<p>区主催であった追悼式等を平成8年から遺族会主催としたが、実際は、葬祭業者の無償協力により祭壇等を設置している。また、事務局として職員が協力している。</p> <p>平成17年度、以前より課題であった式典の実施方法についての見直しを行ない、それまでの仏教形式から献花形式に変更した。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 12 区 未実施 10 区）</p> <p>千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（15-72-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	首都大学東京健康福祉学部				
内容	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。 3 補助率及び補助上限額 10 / 10・1件につき100万円				
経過	14年度 区（福祉部）、区民と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川こぼん体操を共同開発 16年度 区（福祉部）、在宅高齢者通所サービスセンターと首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川せらばん体操を共同開発 18年度 区（産業経済部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、区内在住の高齢者の実態調査を実施し、健康・福祉用具の開発を支援 19年度 区（福祉部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、介護予防等を目的とした高齢者の実態調査を実施 区（福祉部）、障がい者、障がい者団体と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川ばん座位体操を共同開発				
必要性	従前より、区と首都大学東京健康福祉学部が共同して様々な調査・研究を実施し、その成果を区民福祉の向上のために活用してきた。今後も、共同して様々な調査・研究を行うことは、区民福祉の向上に資するものである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	3,000	
決算額(20年度は見込み)							3,000	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	3,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	3,000	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	件数							4件

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助対象事業件数	-	-	-	4件	-	補助対象事業の件数

（問題点・課題）	大学での研究は、荒川区民対象というよりもどうしても広く大きいものになってしまいがちであるため、荒川区民の福祉の向上に資する研究を推進してもらう必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新しい事業のため、区民の福祉の向上に資する研究となるように、補助金申請の内容を吟味していく。	区民のためにより良い研究を支援できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	20年度の新規事業であり、事業の目的達成に努める。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉部分室管理費（15-78-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 「分室管理費（光熱水費、役務費、委託料）について、社会福祉協議会から面積割合で経費負担を得る。」				
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 役務費（手数料） : 受水槽清掃 3 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務 樹木剪定、建築物等定期点検				
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承				
必要性	福祉公社の在宅福祉サービスを社会福祉協議会に継承させ、社会福祉協議会の事業と一体的かつ効率的に運営する。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） [分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する光熱水費及び委託料等については、福祉公社事業を継承した面積部分を、社会福祉協議会との面積按分により経費負担を行う。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	4,892	4,961	4,525	4,343	4,881	4,596	4,455
	決算額（20年度は見込み）	3,803	3,352	4,168	4,043	4,167	3,749	4,455
	人件費				1,724	2,388	2,194	
	【事務分担量】（%）				20	100	90	
	合計（+）	3,803	3,352	4,168	5,767	6,555	5,943	4,455
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1,968	1,620	1,705	1,703	1,665	1,750	1,815
一般財源	1,835	1,732	2,463	4,064	4,890	4,193	2,640	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	電気	2,226	電気	2,236	電気
	ガス	15	ガス	15	ガス	17	
	水道	148	水道	232	水道	254	
一般需用費	家屋等修繕費	240	家屋等修繕費	146	家屋等修繕費	766	
役務費	受水槽清掃	19	受水槽清掃	21	受水槽清掃	22	
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	
	その他保守点検業務	161	その他保守点検業務	241	その他保守点検業務	168	
	樹木剪定	79	樹木剪定等	77	樹木剪定等	133	
備品購入費	エアコンディショナー	498					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	1㎡管理コスト	4,923	5,074	4,565	5,425	-	821.1㎡
	修繕実績	4件	1件	2件	-	-	

（問題点・課題）	<p>冷暖房機の更新について</p> <p>現在設置してある冷暖房機は、ヒートポンプパッケージ式1機、大型据え置き式1台である。大型据え置き式は社協の事務室に設置しているが、24年を経過しており温度調節、動作音等不具合が発生している現状で、故障した時には交換部品もない状況になっている。また、ヒートポンプパッケージ式1機は図書館時代に全館用に設置されたもので、おもちゃ図書館、ボランティアサロン、準備室の3室を賄っているが、この機種も12年経過しており、トラブルも多く、両機とも早期に更新が必要である。</p> <p>なお、18年度から予算要求は行っている。</p> <p>更新経費 約900万円（18年度営繕課見積）</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	当面、現状の規模で実施するが、区が直接管理する必要性も薄れたため、管理方法の見直しを検討する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉サービス第三者評価事業（15-98-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では51種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。(平成20年6月1日現在) 将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う 「施設の理念や方針は明確化されているか」「個人情報の保護・共有が図られているか」などの評価項目があり、A+、A、B、Cの4段階で評価される</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う 「食事のメニューは充実しているか」「病気等の際の対応は適切か」などの評価項目があり、利用者は、はい、いいえ、どちらともいえないのいずれかで回答する。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される(事業者が同意しなければ公表しないこともできる)。 また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施(事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した)</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>~ 18年度 (在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園) 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、</p> <p>~ 23年度 3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、区立児童施設、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>				
必要性	福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者サービスとの関係を対等なものにするための手段のひとつであり、必要性は高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH及び認証保育所に対しては評価費用を補助している(平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている)。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	0	11,708	10,400	8,000	5,600	4,800	
決算額(20年度は見込み)		914	3,017	8,598	4,577	4,320	4,800	
人件費				3,448	1,708	1,708		
【事務分担当量】(%)				40	20	20		
合計(+)	0	914	3,017	12,046	6,285	6,028	4,800	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		457	2,198	5,406	3,059	2,829	3,200	
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	457	819	6,640	3,226	3,199	1,600	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
区立高齢者関係施設 受審数		3	6	0	0	6	6	
区立障がい者関係施設 受審数		0	0	7	0	4	2	
区立児童関係施設 受審数		0	0	10	9	-	-	
民間立施設 補助金交付件数		0	3	6	4	4	4	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設9ヶ所	3,035	区立施設10ヶ所	2,982	区立施設8ヶ所	3,200
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH3ヶ所	1,142	認知症高齢者GH4ヶ所	1,338	認知症高齢者GH4ヶ所	1,600
		認証保育所1ヶ所	400				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	16年度から18年度までの評価受審率（区立）	71.0%	100.0%	-	-	-	評価対象施設のうち、3年以内に評価受審した施設の割合
	19年度から23年度までの評価受審率（区立）	-	-	38.5%	69.2%	100.0%	評価対象施設のうち、5年以内に評価受審した施設の割合
	評価受審率（民間立）	66.7%	36.4%	100.0%	100.0%	100.0%	評価受審数 / 補助対象施設数

（問題点・課題）	<p>平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。 評価費用（約40万円）が高額であるため、民間立の小規模事業所等では第三者評価の受審が遅れている。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。
民間立施設の評価対象サービス（約230サービス）のうち、評価を行う必要性の高いサービスを精査する。	評価を効率的かつ計画的に進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会議決要旨	<p>平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について 平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて 平成15年1定 第三者評価の早期実施について 平成14年4定 第三者評価の検討状況について</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム誘致事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	法人立特別養護老人ホーム誘致事業費（16-43-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	20 年度	根拠 法令等	
終期設定	有	無	23 年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地（現荒川区リサイクルセンター用地）を貸し付け、区内で6ヶ所目となる特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	1 設置場所 住 所：荒川区南千住六丁目67番8号（現荒川区リサイクルセンター用地） 敷地面積：1,928.27㎡（準工業地域、特別工業地区、建ぺい率90%（角地緩和10%含む）、容積率300%） 2 施設内容（想定） 規 模：地上3階、地下1階建・延床面積約4,200㎡ 施設内容：ユニット型を基本に定員100名程度、ショートステイ10名程度 3 スケジュール（予定） ・平成20年 4月～ 8月 基本仕様等の調査 ・平成20年 9月～10月 借受者の募集要項策定 ・平成20年11月～21年3月 借受者の募集・審査・決定 ・平成21～23年度 既存建物除却、設計、工事 ・平成23年度中 開設				
経過	特別養護老人ホーム設置状況 ・区立：グリーンハイム荒川（定員100名、ショート10名：元年4月）、サンハイム荒川（定員56名、ショート12名：7年2月）、花の木ハイム荒川（定員50名、ショート6名：11年4月） ・法人立：信愛のぞみの郷（定員62名、ショート4名：6年4月）、さくら館（定員80名、ショート8名：16年5月）				
必要性	平成20年5月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は673名（うち要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が186名）となっており、この解消が喫緊の課題となっている。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 基本仕様調査等については、委託で実施する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	-	-	-	-	-	-	-	5,000
決算額(20年度は見込み)								5,000
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0	5,000
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	5,000
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	誘致施設数							1施設
	入所定員							100名

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					基本仕様調査委託	5,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	特養入所待機者数(3月末現在)	220	184	191	190	200	要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数

(問題点・課題 指標分析)	<p>今回、誘致を計画している施設1ヶ所（定員100名程度）だけでは、入所待機者を解消することが困難なため、この他の施設誘致も検討する必要がある。</p> <p>施設整備にあたり、区独自の支援策（施設建設補助・用地賃借料の減額等）の実施内容について検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
入所待機者の解消に向け、新たな建設用地の確保や施設誘致に取り組む。	入所待機者を解消することができる。
東京都における施設整備補助等の内容を勘案しながら、区独自の支援策を決定する。	社会福祉法人の負担軽減を図ることにより、円滑な施設誘致を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	特別養護老人ホームの入所待機者の解消は喫緊の課題となっており、早急に取り組むべき事業である。

(状況 要質 質問 状況)	<p>18年決算特別委員会 新たな特別養護老人ホームの整備について（自民）</p> <p>19年第4回定例会 新たな特別養護老人ホームの整備について（自民・公明）</p> <p>20年第1回定例会 新たな特別養護老人ホームの整備について（自民）</p>
------------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム建設費補助	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 町田 真由美	課長名 内線	黒川 重夫 2677																																																																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（16-45-50-01）																																																																												
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																																																									
開始年度	昭和	平成	7年度と10年度	根拠法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2回目実施）																																																																								
終期設定	有	無	27年度と29年度																																																																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																																																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																																																											
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]																																																																											
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																																																																												
対象者等	荒川区外に設置した優良な特別養護老人ホームへの荒川区民の入所について、区と書面で協定を締結した社会福祉法人																																																																												
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成7～27年度、6法人6施設30床...下記 （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床...下記																																																																												
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第二徳寿園（浄栄会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> <td style="width: 15%;">補助総額/36,000,000</td> <td style="width: 15%;">床単価/7,200,000</td> <td style="width: 10%;">単年度額/</td> <td style="width: 15%;">900,000</td> </tr> <tr> <td>ひらお苑（平尾会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/20,920,000</td> <td>床単価/4,184,000</td> <td>単年度額/</td> <td>523,000</td> </tr> <tr> <td>日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/27,060,000</td> <td>床単価/5,412,000</td> <td>単年度額/</td> <td>676,500</td> </tr> <tr> <td>草花苑（渓流会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/33,555,000</td> <td>床単価/6,711,000</td> <td>単年度額/</td> <td>838,875</td> </tr> <tr> <td>杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,500,000</td> <td>床単価/6,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>812,500</td> </tr> <tr> <td>みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,425,000</td> <td>床単価/6,485,000</td> <td>単年度額/</td> <td>810,625</td> </tr> <tr> <td>すずうらホーム（清遊の家）</td> <td>3床</td> <td>補助総額/20,426,000</td> <td>床単価/6,808,737</td> <td>単年度額/</td> <td>1,021,000</td> </tr> <tr> <td>良友園（瑞仁会）</td> <td>8床</td> <td>補助総額/28,000,000</td> <td>床単価/3,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>神明園（亀鶴会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/28,500,000</td> <td>床単価/5,700,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,425,000</td> </tr> <tr> <td>福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> <td>補助総額/5,000,000</td> <td>床単価/5,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>越谷なごみの郷（インセル会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/30,000,000</td> <td>床単価/6,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/26,182,000</td> <td>床単価/5,236,536</td> <td>単年度額/</td> <td>1,309,000</td> </tr> </table>					第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000	ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000	日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500	草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875	杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500	みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625	すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000	良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000	神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000	福楽園（豊生会）	7床	補助総額/5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000	越谷なごみの郷（インセル会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000	愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000
第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000																																																																								
ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000																																																																								
日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500																																																																								
草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875																																																																								
杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500																																																																								
みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625																																																																								
すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000																																																																								
良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000																																																																								
神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000																																																																								
福楽園（豊生会）	7床	補助総額/5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000																																																																								
越谷なごみの郷（インセル会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000																																																																								
愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000																																																																								
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																																																																												
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （1回目） 補助総額の半額を各事業年度（平成7・8年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成8年度から20年間の分割により補助する。 （2回目以降） 補助総額を20年間の分割により補助する。																																																																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
決算額（20年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
人件費				517	598	598		
【事務分担量】（%）				6	7	7		
合計（+）	12,967	12,967	12,967	13,484	13,565	13,565	12,967	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,967	12,967	12,967	13,484	13,565	13,565	12,967	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63
	入所者数（延べ人数）	83	77	63	73	69	88	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成8～27年度		4,562	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562
	平成10年～29年度		8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	115.9	109.5	139.7	-	130	入所者数/確保ベッド数

（問題点・課題分析）	介護保険制度が導入され、「ベッド買い」の有効性が問題となっている。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 3 区：港区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	既定方針により、補助を継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	区立特別養護老人ホーム経営支援補助（16-47-50-01）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20 年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	区立特別養護老人ホームは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。この様な状況下、法人立の特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設のため補助対象外となっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。					
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）					
内容	1 交付対象経費及び算定基準 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を横引き） 基本分 3,275,000円（年額） 定員加算 @2,700×入所定員×12月 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12月 2 補助率 1/2 3 交付見込額 グリーンハイム荒川 3,257,000円 サンハイム荒川 9,084,000円 花の木ハイム荒川 8,987,000円					
経過	14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営					
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	21,330	
決算額(20年度は見込み)							21,330	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	21,330	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	21,330	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象施設数							3施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,330

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助施設	-	-	-	3	3	補助施設実績
標							

（問題点・課題 指標分析）	<p>本件補助については、一定の必要性から実施するものであるが、効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、今後、介護報酬の見直し等の動向を踏まえ、適宜、事業内容を見直す必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成21年度に介護保険制度の見直しが行われることから、介護報酬の動向を踏まえ、事業内容の検討を行う。	適切な利用者サービスを図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	特別養護老人ホームは、介護報酬や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

議 況 （ 要 旨 ）	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	養護老人ホーム建設助成費（16 - 60 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	13 年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱
終期設定	有	無	32 年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会				
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床 - 荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3 - 5 - 13（敷地面積）723.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡ （構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床 （荒川区枠11床 + 地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円 （補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>				
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>				
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成13年度 一時金 5,680千円（補助金総額33,000千円 - 年賦額総額27,320千円） + 年賦金1,366千円（法人借入金136,600千円×2/10÷20年） = 7,046千円 平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年 = 25,954千円 合計 33,000千円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
決算額（20年度は見込み）	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
人件費				517	598	598		
【事務分担量】（%）				6	7	7		
合計（+）	1,366	1,366	1,366	1,883	1,964	1,964	1,366	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,366	1,366	1,366	1,883	1,964	1,964	1,366	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
確保ベッド数(床)	17	17	17	17	17	17	17	
荒川区分措置者数(人)	18	18	17	17	17	17	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366	平成13～32年度	1,366	平成13～32年度	1,366
		借入額×按分率/20		借入額×按分率/20		借入額×按分率/20	
		136600000×2/10/20		136600000×2/10/20		136600000×2/10/20	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）	100	100	100	100	100	措置者数/確保ベッド数
標							

（問題点・課題 指標分析）	<p>養護老人ホーム入所者の選定に際し、台東区との十分な協議が必要となる。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>台東区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	既定方針により、補助を継続する。

議（要旨） 況（質問） 状	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（16-63-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人 ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行 規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成元年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項のみ）。ショートステイを増床（8床 10床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住6-36-5（開設年月日）平成元年4月1日（敷地面積）2,328.49㎡（延床面積）3501.97㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）100人、ショート10人（施設内容）居室(36室)、医務室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額22億8200万円（用地費：10億2300万円） 設計費：2700万円 工事費：12億3200万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(20年度予算額815千円)、建物設備定期点検(20年度予算額147千円)、利用者負担軽減(20年度予算額144千円)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		453,833	80,233	4,175	1,078	32,030	18,849	19,343
決算額（20年度は見込み）		453,623	80,232	3,545	961	24,847	18,236	19,343
人件費					603	683	1,623	
【事務分担量】（%）					7	8	19	
合計（+）		453,623	80,232	3,545	1,564	25,530	19,859	19,343
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		348,267						
一般財源		105,356	80,232	3,545	1,564	25,530	19,859	19,343
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	入所定員 特養(人)	100	100	100	100	100	100	100
	ショート(人)	8	8	10	10	10	10	10
	ショート延べ利用日数(日)	3,074	3,509	4,220	4,282	4,859	4,716	-
	待機者数(人)(3月末現在)	212	165	183	178	168	178	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
委託料	防災備蓄		815	防災備蓄	815	防災備蓄	815
				利用者負担軽減措置	22	利用者負担軽減措置	144
工事請負費	給湯ボイラー交換	24,032		建物等定期点検	221	建物設備定期点検	147
				各階内部改修	17,178	照明機器交換	18,237

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	100	98	98	-	100	平均入所者数/定員
							* 20年3月末現在平均入所者数 98人

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

況議（要質旨）	14年一定 介護報酬による運営について 15年一定 特養ホームの優先入所基準について 15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について
---------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームサンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（16-63-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成7年2月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月から「上宮会」に名称変更）」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。特養ホーム増床（50床 52床） 18年度から特養ホーム増床（52床 56床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住3-14-7（開設年月日）平成7年2月1日（敷地面積）1,706.46㎡（延床面積）2,624.49㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（定員）56人、ショート12人（施設内容）居室（22室）、医務看護室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額45億1800万円（用地費：14億9200万円 設計費：8900万円 工事費：29億3700万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄（20年度予算額815千円）、建物設備定期点検（20年度予算額147千円）、利用者負担軽減（20年度予算額144千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		269,624	18,382	14,488	24,540	24,125	104,805	13,910
決算額（20年度は見込み）		260,849	18,362	12,446	22,133	22,869	96,369	13,910
人件費					776	854	1,623	
【事務分担量】（%）					9	10	19	
合計（+）		260,849	18,362	12,446	22,909	23,723	97,992	13,910
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		215,676						
一般財源		45,173	18,362	12,446	22,909	23,723	97,992	13,910
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	入所定員 特養(人)	50	50	52	52	56	56	56
	ショート(人)	12	12	12	12	12	12	12
	ショート延べ利用日数(日)	3,893	4,504	4,759	4,704	4,642	4,556	-
	待機者数(人)(3月末日)	49	73	91	71	62	66	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	防災備蓄	防災備蓄	0	防災備蓄	0	防災備蓄	815
		利用者負担軽減措置		利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	144
		建物等定期点検		建物等定期点検	294	建物設備定期点検	147
工事請負費	天井ボード改修工事	天井ボード改修工事	22,869	空調機改修工事	87,150	2・3階ナースコール改修	12,804
				厨房ダクト改修	8,925		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	100	96	95	-	100	平均入所者数/定員
							* 20年3月末現在平均入所者数 53人

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに入所者に対するサービスの向上を図る。

状況	14年一定	介護報酬による運営について
議	15年一定	特養ホームの優先入所基準について
会	15年一定	委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
要	15年四定	無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について
質	16年一定	特養ホーム等の無償貸付反対について
問		
旨		
状		

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（16-63-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成11年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。ショートステイ増床 4床 6床 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川5-47-2（開設年月日）平成11年4月1日（敷地面積）1,585.65㎡（延床面積）2,970.05㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）50人、ショート6人（施設内容）居室(24室)、食堂、浴室、活動コーナー、多目的ホール（建設費等）総額31億8200万円（用地費：7億6800万円 設計費：7400万円 工事費：23億4000万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上智社会事業団 理事長渡邊とし子（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(20年度予算額815千円)、建物設備定期点検(20年度予算額147千円)、利用者負担軽減(20年度予算額144千円)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	254,276	29,333	1,946	1,990	815	1,266	2,791	
決算額（20年度は見込み）	254,275	29,333	1,945	1,873	815	365	2,791	
人件費				603	683	1,537		
【事務分担当量】（%）				7	8	18		
合計（+）	254,275	29,333	1,945	2,476	1,498	1,902	2,791	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	186,557							
一般財源	67,718	29,333	1,945	2,476	1,498	1,902	2,791	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
入所定員 特養(人)	50	50	50	50	50	50	50	
ショート(人)	4	4	6	6	6	6	6	
ショート延べ利用日数(日)	1,251	1,405	1,818	1,821	1,710	1,931	-	
待機者数(人)(3月末)	47	122	124	116	105	120	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料		防災備蓄	815	防災備蓄	122	防災備蓄	815
				利用者負担軽減措置	54	利用者負担軽減措置	144
				建物等定期点検	189	建物設備定期点検	147
	工事請負費					残留塩素監視装置増設	1,685

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）	100	98	96	-	100	平均入所者数/入所定員
							* 20年3月末現在平均入所者数 48人

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

況議 （会 要質 旨問 ）状	14年一定 介護報酬による運営について
	15年一定 特養ホームの優先入所基準について
	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
	15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について
	16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施 午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人				
経過	平成元年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護者教室）のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住6-36-5（開設年月日）平成元年4月1日（敷地面積）2,328.49㎡（延床面積）696.53㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額36千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	73,470	13,256	3,829	90	87	123	266	
決算額（20年度は見込み）	73,424	13,256	3,396	90	87	55	266	
人件費				1,379	939	1,196		
【事務分担量】（%）				16	11	14		
合計（+）	73,424	13,256	3,396	1,469	1,026	1,251	266	
国（特定財源）				23	23	22	73	
都（特定財源）				12	12	11	37	
その他（特定財源）	46,833		20	20	20	22	70	
一般財源	26,591	13,256	3,396	1,414	971	1,196	86	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
デイ延べ利用人員（一般）（人）	6,421	8,618	9,521	10,321	10,503	9,514	-	
デイ実利用人員（一般）（人）	1,043	1,199	1,257	1,327	1,291	1,105	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護者教室		55	家族介護者教室	55	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		32	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
				利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	10,321	10,503	9,514	-	10,450	延べ利用人員
	稼働率(%)	83.5	85.0	77.2	-	85	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は12320人[40人×308日(365-52-5)]、閏年は12360人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p> <p>15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について</p> <p>16年一定 特養ホーム等の無料貸付について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01）、営繕費（16-63-50-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人				
経過	平成3年2月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）西日暮里5-36-1（開設年月日）平成3年2月1日（敷地面積）248.69㎡（延床面積）679.24㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、談話室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、防災備蓄（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額144千円）、談話室運営（20年度予算額2444千円）、建物設備定期点検（20年度予算額84千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	80,296	18,189	12,962	3,192	2,752	2,854	16,609	
決算額（20年度は見込み）	78,613	17,916	8,638	2,830	2,432	2,621	16,609	
人件費				1,638	1,196	1,110		
【事務分担量】（%）				19	14	13		
合計（+）	78,613	17,916	8,638	4,468	3,628	3,731	16,609	
国（特定財源）				55	62	89	73	
都（特定財源）				23	31	45	37	
その他（特定財源）	50,188			73	58	86	70	
一般財源	28,425	17,916	8,638	4,317	3,477	3,511	16,429	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	デイ延べ利用人員(人)	7,418	8,762	9,493	10,323	9,387	9,240	-
	デイ実利用人員(人)	1,155	1,220	1,319	1,339	1,254	1,072	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
委託料	家族介護者教室	150	150	家族介護者教室	220	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所	0	0	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置	36	36	利用者負担軽減措置	28	利用者負担軽減措置	144
	談話室運営	2,246	2,246	談話室運営	2,227	談話室運営	2,444
				建物等定期点検	146	建物設備定期点検	84
工事請負費						防災備蓄	50
						4階トイレ改修	2,459
						4階喫煙コーナー設置	1,386
						屋上防水改修等	9,812

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	利用状況(人)	10,323	9,387	9,240	-	10,340	延べ利用人員
標	稼働率(%)	88.1	80.1	78.8	-	84	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は11720人〔40人×293日(365-52-14-6)〕、閏年は11760人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	町屋在宅高齢者通所サービスセンター管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01）、営繕費（16-63-50-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者 通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢 者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により 家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人				
経過	平成5年3月23日開設、事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象 外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステ イ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項と見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい 活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）町屋7-2-15（開設年月日）平成5年3月23日（敷地面積）580.46㎡（延床面積） 912.17㎡（施設構造）鉄骨鉄筋コンクリート、地上8階・地下1階建（町屋七丁目住宅併設）（定員）通所 介護（介護予防通所介護含む）40人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、多目的ホール 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、防災備蓄（20 年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額432千円）、多目的ホール運営（20年度予算額2,659 千円）、建物設備定期点検（20年度予算額105千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	75,398	15,264	8,948	3,522	3,131	3,429	5,711	
決算額（20年度は見込み）	75,223	15,261	8,206	3,405	3,131	3,375	5,711	
人件費				1,638	1,196	1,196		
【事務分担量】（%）				19	14	14		
合計（+）	75,223	15,261	8,206	5,043	4,327	4,571	5,711	
国（特定財源）					89	134	73	
都（特定財源）					45	67	37	
その他（特定財源）	55,412				86	129	70	
一般財源	19,811	15,261	8,206	5,043	4,107	4,241	5,531	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	デイ延べ利用人員(人)	6,626	8,065	9,345	10,512	9,321	9,457	-
	デイ実利用人員(人)	1,115	1,238	1,328	1,342	1,240	1,315	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護者教室		220	家族介護者教室	330	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		32	生きがい活動支援通所	32	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置		432	利用者負担軽減措置	432	利用者負担軽減措置	432
	多目的ホール運営	2,412		多目的ホール運営	2,402	多目的ホール運営	2,659
	CATV利用料		35	建物等定期点検	179	建物設備定期点検	105
工事請負費					防災備蓄	50	
					浴室給湯管改修	2,235	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	利用状況	10,512	9,321	9,457	-	10,700	延べ利用人員
標	稼働率（％）	85.6	75.9	77.0	-	87	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は12280人〔40人×307日（365-52-6）〕、間年は12320人

（問題点・課題分析）	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

況議 （要質 問状）	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p>
------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01）、営繕費（16-63-50-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人、認知症：1日10人（6～8h）、介護予防認知症：1日10人（6～8h）				
経過	平成6年11月1日事業開始時から社会福祉法人「東京都福祉事業協会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「東京都福祉事業協会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度は新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）東日暮里3-8-16（開設年月日）平成6年11月1日（敷地面積）1,010.54㎡（延床面積）1,124.87㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（東日暮里三丁目ひろば館併設） （定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 東京都福祉事業協会 理事長 福山 嘉照（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、防災備蓄（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額360千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	78,840	11,595	4,155	828	706	671	18,072	
決算額（20年度は見込み）	78,222	346	1,075	704	706	671	18,072	
人件費				1,638	1,196	1,196		
【事務分担当】（%）				19	14	14		
合計（+）	78,222	346	1,075	2,342	1,902	1,867	18,072	
国（特定財源）					90	134	73	
都（特定財源）					67	67	36	
その他（特定財源）	66,096				173	129	71	
一般財源	12,126	346	1,075	2,342	1,572	1,537	17,892	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
推	テイ延べ利用人員（一般）（人）	6,509	7,814	8,251	8,758	8,402	7,904	-
移	テイ延べ利用人員（認知症）（人）		2,007	1,809	2,197	2,803	2,866	-
	テイ実利用人員（一般）（人）	1,076	1,237	1,224	1,171	1,133	962	-
	テイ実利用人員（認知症）（人）	234	211	201	246	278	254	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
委託料	家族介護者教室		330	家族介護者教室	330	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		32	生きがい活動支援通所	32	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置		288	利用者負担軽減措置	288	利用者負担軽減措置	360
	CATV利用料		35	電波障害対策保守	21	防災備蓄	50
	電波障害対策保守		21			電波障害対策保守	21
工事請負費						浴室・脱衣室改修	10,869
備品購入費						浴槽等購入	6,542

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
利用状況(人)		10,955	11,205	10,770	-	11,300	延べ利用人員
稼働率(人)		74.8	76.5	73.5	-	92	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は14650人【50人×293日(365-52-14-6)】、閏年は14700人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

(状況)	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p>
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時（18年度までは月～金曜日実施） 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日35人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人、認知症：1日10人（6～8h）、介護予防認知症1日10人（6～8h）				
経過	平成6年12月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川1-34-6（開設年月日）平成6年12月1日（敷地面積）777.68㎡（延床面積）1,061.38㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（老人福祉センター併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長藤枝 和博（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額324千円）、建物設備定期点検（20年度予算額84千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	79,340	13,249	5,731	767	681	878	688	
決算額（20年度は見込み）	65,246	4,595	3,584	522	202	256	688	
人件費				1,638	1,196	1,110		
【事務分担当】（%）				19	14	13		
合計（+）	65,246	4,595	3,584	2,160	1,398	1,366	688	
国（特定財源）					3	5	73	
都（特定財源）					2	2	36	
その他（特定財源）	61,384				2	4	71	
一般財源	3,862	4,595	3,584	2,160	1,391	1,355	508	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	ﾃﾞｲ延べ利用人員(一般)(人)	4,815	5,022	4,729	4,863	4,430	5,141	-
	ﾃﾞｲ延べ利用人員(認知症)(人)		1,924	1,786	1,358	1,203	1,458	-
	ﾃﾞｲ実利用人員(一般)(人)	664	648	638	641	615	622	-
	ﾃﾞｲ実利用人員(認知症)(人)	207	178	175	148	132	156	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護者教室		7	家族介護者教室	11	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		84	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置		80	利用者負担軽減措置	77	利用者負担軽減措置	324
	CATV利用料		31	建物等定期点検	168	建物設備定期点検	84
						防災備蓄	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	利用状況(人)	6,221	5,633	6,599	-	6600	延べ利用人員
標	稼働率(%)	57.4	51.9	60.8	-	54	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は10845人[45人×241日 (365-52-52-14-6)]、閏年は10890人 (18年度までは月～金曜日の利用日)

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日35人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人（6～8h）、認知症：1日10人（6～8h）、介護予防認知症：1日10人（6～8h）				
経過	平成7年2月1日事業開始時から社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月より「上宮会」に名称変更）」へ委託。12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業が区依頼事項となった。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）南千住3-14-7（開設年月日）平成7年2月1日（敷地面積）1,706.46㎡（延床面積）935.52㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム、相談室 【指定管理者】社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 【区依頼事項】家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額36千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	81,271	15,755	4,027	125	118	123	266	
決算額（20年度は見込み）	65,785	15,755	1,872	0	0	28	266	
人件費				1,379	939	1,196		
【事務分担当量】（%）				16	11	14		
合計（+）	65,785	15,755	1,872	1,379	939	1,224	266	
国（特定財源）						11	73	
都（特定財源）						6	36	
その他（特定財源）	62,350					11	71	
一般財源	3,435	15,755	1,872	1,379	939	1,196	86	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
デイ延べ利用人員（一般）（人）	6,247	6,953	8,548	9,007	8,375	7,739	-	
デイ延べ利用人員（認知症）（人）		1,451	1,546	1,689	1,608	1,212	-	
デイ実利用人員（一般）（人）	920	965	1,118	1,069	1,114	965	-	
デイ実利用人員（認知症）（人）	182	196	213	198	184	137	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護教室		0	家族介護教室	28	家族介護教室	180
	生きがい活動支援通所		0	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
				利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	利用状況(人)	10,696	9,983	8,951	-	10,900	延べ利用人員
標	稼働率(%)	77.4	72.3	64.8	-	88	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13815人〔45人×307日(365-52-6)〕、閏年は13860人

(問題点・課題)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

況議(要質問状)	<p>1 5年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>1 5年三定 利用者の実費負担について</p> <p>1 5年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について</p> <p>1 6年一定 特養ホーム等の無料貸付について</p>
----------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時（18年度までは月～金曜日実施） 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日35人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人（6～8h）、認知症：1日10人（6～8h）、介護予防認知症1日10人（6～8h）				
経過	平成7年4月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）西尾久6-17-3（開設年月日）平成7年4月1日（敷地面積）1,489.14㎡（延床面積）1,072.23㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（あらかわ希望の家併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 【指定管理者】社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長藤枝 和博（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 【区依頼事項】家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、防災備蓄（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額144千円）、建物設備定期点検（20年度予算額42千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	61,134	15,674	5,356	4,866	516	597	644	
決算額（20年度は見込み）	61,132	4,711	1,929	2,443	174	275	644	
人件費				1,810	1,366	1,110		
【事務分担当量】（%）				21	16	13		
合計（+）	61,132	4,711	1,929	4,253	1,540	1,385	644	
国（特定財源）						18	73	
都（特定財源）						9	36	
その他（特定財源）	55,706					18	71	
一般財源	5,426	4,711	1,929	4,253	1,540	1,340	464	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ利用人員（一般）(人)	5,933	6,411	6,055	6,603	6,056	6,916	-
	延べ利用人員（認知症）(人)	897	1,141	944	1,080	1,398	1,366	-
	実利用人員（一般）(人)	769	806	799	831	1,254	838	-
	延べ利用人員（認知症）(人)	102	144	122	149	166	138	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護者教室	0	家族介護者教室	45	家族介護者教室	180
		生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
		CATV利用料	32	利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	144
		利用者負担軽減措置	0	電波障害対策保守	149	電波障害対策保守	178
		電波障害対策保守	142	建物等定期点検	81	建物設備定期点検	42
						防災備蓄	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	7,683	7,454	8,282	-	7600	延べ利用人員
	稼働率(%)	70.8	68.7	76.4	-	62	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は10845人〔45人×241日 (365-52-52-14-6)、閏年は10890人〕(18年度までは月～金曜日の利用日)

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

(状況)	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について</p>
------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～金曜日・祝日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人（6～8h）、認知症：1日12人（6～8h）、介護予防認知症：1日12人（6～8h）				
経過	平成11年4月1日事業開始時から社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業が区依頼事項となった。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）荒川5-47-2（開設年月日）平成11年4月1日（敷地面積）1,585.65㎡（延床面積）870.42㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）12人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、相談室、浴室、認知症高齢者デイルーム 【指定管理者】社会福祉法人 上智社会事業団 理事渡邊 とし子（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 【区依頼事項】家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額36千円）、多目的ホール運営費（20年度予算額3,611千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	77,389	17,050	6,988	3,924	3,702	3,739	3,941	
決算額（20年度は見込み）	77,384	4,623	6,555	3,924	3,702	3,298	3,941	
人件費				1,379	939	1,196		
【事務分担当】（%）				16	11	14		
合計（+）	77,384	4,623	6,555	5,303	4,641	4,494	3,941	
国（特定財源）				134	134	20	73	
都（特定財源）				67	67	10	36	
その他（特定財源）	62,537			129	129	19	71	
一般財源	14,847	4,623	6,555	4,973	4,311	4,445	3,761	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	デイ延べ利用人員(一般)(人)	6,682	7,930	7,337	7,733	6,758	6,184	-
	デイ延べ利用人員(認知症)(人)		1,834	1,690	2,085	1,688	1,808	-
	デイ実利用人員(一般)(人)	1,101	1,165	1,057	1,009	976	746	-
	デイ実利用人員(認知症)(人)	278	223	235	248	217	218	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護者教室	330	330	家族介護者教室	49	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所	32	32	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
	多目的ホール運営費	3,277	3,277	多目的ホール運営費	3,148	多目的ホール運営費	3,611
	電波障害対策保守	63	63	利用者負担軽減措置	37	利用者負担軽減措置	36
				電波障害対策保守	64	電波障害対策保守	64

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	9,818	8,446	7,992	-	9,900	延べ利用人員
	稼働率(%)	74.0	63.7	60.3	-	80	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13260人〔52人×255日 (365-52-52-6)〕、閏年は13312人

(問題点・課題 指標分析)	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区) 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

況議 (要 質 問 状)	1 5年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 1 5年三定 利用者の実費負担について 1 5年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について 1 6年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護：1日30人（6～8h）、介護予防通所介護：1日30人				
経過	平成12年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）南千住4-9-6（開設年月日）平成12年4月1日（敷地面積）1,167.78㎡（延床面積）948.33㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、2階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）30人 （施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 【指定管理者】社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成18年度～20年度の3年間 【区依頼事項】家族介護者教室（20年度予算額180千円）、地域交流事業（20年度予算額50千円）、防災備蓄（20年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（20年度予算額216千円）、建物設備定期点検（20年度予算額84千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	71,822	13,757	4,597	1,250	1,092	1,288	1,169	
決算額（20年度は見込み）	71,758	13,609	4,016	986	531	613	1,169	
人件費				1,638	1,196	1,186		
【事務分担量】（%）				19	14	14		
合計（+）	71,758	13,609	4,016	2,624	1,727	1,799	1,169	
国（特定財源）				21	24	1	72	
都（特定財源）				11	17	1	36	
その他（特定財源）	41,973			27	18	1	72	
一般財源	29,785	13,609	4,016	2,565	1,668	1,796	989	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
デイ延べ利用人員（一般）（人）	5,715	5,459	6,061	7,190	6,603	6,518	-	
デイ実利用人員（一般）（人）	869	829	882	941	881	798	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護者教室		59	家族介護者教室	3	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		0	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置		23	利用者負担軽減措置	15	利用者負担軽減措置	216
	CATV利用料		0	建物等定期点検	146	建物設備定期点検	84
						防災備蓄	50
負担金補助及び交付金	防災センター一部負担金		449	防災センター一部負担金	449	防災センター一部負担金	589

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
指	利用状況（人）	7,190	6,603	6,518	-	7400	延べ利用人員
	稼働率（％）	81.8	75.1	74.2	-	60	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は8790人[30人×293日(365-52-14-6)]、閏年は8820人
標							

（問題点・課題） （指標分析）	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

況議 （要旨） （質問状）	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について</p>
---------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	高齢者福祉施設費・貸付金（16-63-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金要綱
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホーム等の運営等に要する経費の一部を貸し付けることにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	1 貸付額（計98,180千円） 特別養護老人ホーム：グリーンハイム荒川（59,000千円） 在宅高齢者通所サービスセンター：グリーンハイム荒川SC（8,000千円）、南千住中部SC（6,790千円）、町屋SC（10,700千円）、西日暮里SC（8,690千円）、荒川東部SC（5,000千円） 2 貸付期間 4月1日から翌年3月31日までの1年間 3 貸付利率 無利子とする。				
経過	15年4月に、区委託料による運営から介護保険収入による運営に切り替えた際、法人に介護保険収入が入金される2か月間の資金繰りのために、本来区の歳入とすべき15年2月、3月分の介護保険収入を「預り金」として、法人に貸し付けた。 18年度外部監査において、このことについて「貸付実施及び無金利の是非の検討が必要である。」旨指摘された。 外部監査の指摘を踏まえ、「預り金」については19年度に廃止し、区の歳入として受入れ、20年度から貸付金として実施した。				
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっているため、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 貸付所要額を調査し、その後貸付申請書の提出を受け、決定し、貸付を実施する。 年度末に、一括して返済を受ける。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	213,000	
決算額(20年度は見込み)							98,180	
人件費								
【事務分担当】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	98,180	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）							98,180	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	貸付実施施設数	-	-	-	-	-	-	6施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金					高齢者福祉施設貸付金	213,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	貸付施設数(件)	-	-	-	6	4	

(問題点・課題 指標分析)	<p>貸付金については、「預り金」制度廃止の代替措置として実施するものであり、今後の介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する。	安定的な施設運営及び利用者サービスの維持・向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	施設の安定的な運営を図るために、支援を行う必要がある。

(議会議決要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	安達 和之	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（16-72-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	事業者が第三期荒川区高齢者プランに基づき、地域密着型サービス拠点等を整備するにあたり、経費の一部を補助することにより、居宅サービスの充実と高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川区の整備計画に定める日常生活圏域単位で新たに整備が必要と認められる地域密着型サービス拠点等施設を整備しようとする事業者				
内容	<p>認知症や独居者の増加等が予想されることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する新たなサービス類型である「地域密着型サービス」の整備補助を行う。補助の対象は、以下の施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第三期荒川区介護保険計画に適合したものとする。</p> <p>夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業(平成19年度～20年度)</p> <p>補助金の財源は、区への間接補助である国の「地域介護・福祉空間整備等交付金」と都の「認知症グループホーム整備補助金」である。</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設 平成18年9月 補助金交付要綱制定				
必要性	計画期間（18～20年度）内での整備目標数達成に向けて、補助金を活用して参入を促進する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額					35,000	70,000	63,800
	決算額（20年度は見込み）					35,000	3,520	63,800
	人件費					3,416	3,416	
	【事務分担当】（%）					40	40	
	合計（+）	0	0	0	0	38,416	6,936	63,800
	国（特定財源）					35,000		30,000
	都（特定財源）						1,760	29,400
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	3,416	0	4,400	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	夜間対応型訪問介護 補助金交付(件)					1	0	-
	認知症対応型通所介護補助金交付(件)					0	0	-
	小規模多機能型居宅介護補助金交付(件)					1	0	-
	認知症対応型共同生活介護補助金交付(件)					0	0	-
	認知症グループホーム防火対策緊急整備(件)					0	1	-

事務事業分析シート（平成20年度）

1 No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	地域密着型サービス補助金	35,000	地域密着型サービス補助金	3,520	地域密着型サービス補助金	63,800

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	夜間対応型訪問介護（件）		1			2	目標値...第三期高齢者プラン（20年度は見込み）
	（介護予防）認知症対応型通所介護（件）		1			2	目標値...第三期高齢者プラン（20年度は見込み）
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（件）		1	1	1	5	目標値...第三期高齢者プラン（20年度は見込み）
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（ユニット）		1	1	2	4	目標値...第三期高齢者プラン（20年度は見込み）

（問題点・課題） 日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。
 地域密着型サービス事業所は小規模であるために高コスト、非効率なサービス提供となりやすいことが懸念される。このため、各事業者間の連絡調整を密にして効率的な事業展開を支援していく必要がある。
 本事業にかかる国及び都の補助制度の新設・改正に留意し、改正内容や対象事業所の把握、区の執行の可否等を速やかに判断する。

（他区の実況） （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画規模の整備を進め、適正な補助事業を実施していく。また、指定にあたっては介護保険運営協議会の意見を聴取し、地域のニーズを十分に反映させる。	各日常生活圏域ごとに必要なサービス提供基盤が整備される。
第四期計画策定に向けて、計画規模の達成状況等を勘案した上で補助事業のあり方等について検討する。	より効果的な補助事業を実施することにより、地域密着型サービス事業者の参入を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域密着型サービス拠点の整備を進める必要がある。

（議会要旨） H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	小松 剛	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費（15-96-50-01）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取り組む高齢者施策を体系的に計画する。						
対象者等	65歳以上の高齢者 高齢者生活状況調査対象者 ・一般高齢者（要支援・要介護者を除く） 4,000人 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載						
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」は、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度見直すこととなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成20年度は、計画の対象期間が平成21年度から23年度までの第4期荒川区高齢者プランを策定する。						
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）					
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）					
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定		5ヵ年計画（H15～H19年度）			
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定		3ヵ年計画（H18～H20年度）			
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。						
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	4,710	-	-	3,175	-	-	3,020	
決算額(19年度は見込み)		2,912			2,195				
人件費					4,310				
【事務分担量】(%)					50				
合計(+)	0	2,912	0	0	6,505	0	0	3,020	
国(特定財源)									
都(特定財源)									
その他(特定財源)									
一般財源	0	2,912	0	0	6,505	0	0	3,020	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成19年度（予算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用封筒ほか	64			調査用消耗品	20
	役務費	調査用郵送料	503				
	委託料	生活状況調査委託	1,628			高齢者生活状況調査委託	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移						指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	送付数	-	4,000	-	-	4,000		
	回答数	-	3,194	-	-			
	回答率	-	79.9%	-	-			

（問題点・課題）	<p>区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいつくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第3期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況を正確に把握する。	的確な現状把握を行い、第4期計画に反映する。
	実態調査の分析を行い、区民の意見等を把握する。	区民が現状思っていることや将来的に望むこと等を把握し、第4期計画に反映する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	小松 剛	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険事業計画策定事務費（15-96-95-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	10年度	根拠法令等	介護保険法第117条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする区市町村事業計画を策定する。				
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者 要介護等高齢者実態調査対象者 ・要介護・要支援認定を受けた65歳以上の高齢者 3,000人 介護サービス事業者調査 ・区内及び近隣の介護保険サービス提供事業者 300事業所程度 一般高齢者に対する調査は高齢者保健福祉計画策定事業費に記載				
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」は、老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 平成20年度は「介護保険事業計画」の改定作業の時期であり、計画の対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3か年である。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定める。 3年ごとに65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8か年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5か年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5か年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3か年計画（H18～H20年度）		
必要性	介護保険法117条・老人福祉法20条の8に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,647	23	-	-	2,967	-	-	3,170	
決算額(19年度は見込み)	3,066	18			2,222				
人件費					6,895				
【事務分担量】(%)					80				
合計(+)	3,066	18	0	0	9,117	0	0	3,170	
国(特定財源)									
都(特定財源)	2,310								
その他(特定財源)									
一般財源	756	18	0	0	9,117	0	0	3,170	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成19年度（予算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					調査用消耗品	20
	役務費	調査用郵送料	332				
	委託料	高齢者実態調査委託	1,890			要介護等高齢者・事業者調査委託	3,150

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移						指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	送付数	-	3000 295	-	-	3000 300		上段：要介護高齢者 下段：事業者
	回答数	-	2311 224	-	-			
	回答率	-	77% 75.9%	-	-			

（問題点・課題 指標分析）	<p>被保険者としての区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 他自治体の介護保険事業計画との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、介護サービスの基盤を着実に整備していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第3期荒川区介護保険事業計画の進捗状況を、整理・分析することで、現状を正確に把握する。	的確な現状把握を行い、第4期計画に反映する。
	第4期計画策定にあたって、高齢者実態調査等を通じて現状把握や需要分析を行うことにより、必要なサービス量と保険料負担を適正に見込む。	後期高齢者の増加に伴いサービス需要の増加が見込まれる中、綿密な調査・分析に基づく計画とそれに基づく事業実施を通じて、介護保険事業に対する区民の理解を得ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート(平成20年度)

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	高橋温子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	生活安定応援事業(15-80-50-01)				
事務事業の種類	新規事業	(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20 年度	根拠 法令等	生活安定応援事業実施要綱(東京都)、東京都就職チャレンジ支援事業実施要綱、生活サポート特別貸付事業実施要綱(東京都)、チャレンジ支援貸付事業実施要綱(東京都)
終期設定	有	無	22 年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [0 2]			
	施策	低所得者の自立支援 [0 2 - 1 0]			
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。				
対象者等	世帯の生計中心者で次のすべての要件を満たす者。 単身世帯は、課税所得年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること 土地・建物を所有していないこと 都内に引き続き1年以上在住していること 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと 区内対象者数(推計):約3,000人				
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営 低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行うなど、きめ細かな支援を実施するため、生活相談や就労支援に関する知識・経験を有する相談員を配置した相談窓口を設置・運営する。</p> <p>東京都の主な支援メニュー</p> <p>(1) 就職チャレンジ支援事業 正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。</p> <p>(2) 生活サポート特別貸付事業 職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。</p> <p>(3) チャレンジ支援貸付事業 学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。</p> <p>(4) 東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介</p> <p>(5) その他、関連施策の紹介</p> <p>(6) 利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ハローワーク、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>				
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年9月1日 事業開始予定				
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	21,000	
決算額(20年度は見込み)							21,000	
人件費								
【事務分担量】(%)								
合計(+)	0	0	0	0	0	0	21,000	
国(特定財源)								
都(特定財源)							21,000	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート(平成20年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料					業務委託	21,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	就職チャレンジ支援事業	-	-	-	300 30	500 50	上段: 相談数 下段: 事業対象者数
	生活サポート特別貸付事業	-	-	-	200 20	300 30	
	チャレンジ支援貸付事業	-	-	-	200 20	300 30	

(問題点・課題)	1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。 2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	東京都からの受託事業であり、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--